

## SDGs 未来都市普及啓発媒体制作 業務委託仕様書（共通事項）

### 1 業務の目的

- ・当市が、国（内閣府）から「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定されたことを踏まえ、市民一人ひとりが未来の妙高市について考え、自発的・恒常的な行動を起こすよう、行動変容の促進等につながる普及啓発を行うもの。
- ・このことから、市民及び来訪者等に向けたプロモーション媒体（啓発ブック、ウェブサイト、動画）を制作する。

### 2 誘客媒体の個別仕様書

- ・個別仕様書は次のとおりとし、上記「1 業務の目的」を踏まえ、制作する。

- |                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| ① SDGs 未来都市普及啓発媒体制作業務委託仕様書（共通事項） | …別添 1 |
| ② みょうこう未来ブック作製業務委託仕様書            | …別添 2 |
| ③ SDGs 未来都市ウェブサイト制作・運用管理業務委託仕様書  | …別添 3 |
| ④ SDGs 未来都市動画制作業務委託仕様書           | …別添 4 |

### 3 業務の実施計画

- ① 契約締結後速やかに、業務実施計画書として運用開始時期までの業務実施スケジュール及び業務実施体制（体制図）、関係者の連絡先等を作成・提出し、妙高市の承認を得るものとする。
- ② 本業務の遂行（取材、製作に必要な一切の経費）に伴う費用は、原則として全て受注者の負担（委託料に含む）とする。（飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償での提供を求めないこと。）

### 4 打ち合わせの実施

受注者は、妙高市担当者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を報告するものとする。

### 5 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を妙高市に書面で提示し、了承を得ること。また受託業者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。

### 6 追加提案

本業務の仕様は、現在妙高市が最低限必要と考えているものである。受託業者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

### 7 著作権

- (1) 本業務によって作成した成果物及び納品物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は妙高市に提出した時をもって、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、無償で妙高市に譲渡するものとする。また、受託者は、妙高市に対し、本件成果物及び納品物に関する著作者人格権を一切行使しないものとする。

(2)前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。

(3) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。

## 8 納品日

- ・啓発ブック : 令和4年3月31日(木)までに納品すること。
- ・ウェブサイト : 令和4年2月 1日(火)までに納品すること。
- ・動画 : 令和4年2月 1日(火)までに納品すること。

## 9 成果品の納入場所

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市 企画政策課 政策調整グループ

電話 : 0255-74-0044 (直通)

## 10 留意事項

- (1) 仕様書のほか、委託契約条項の内容を遵守すること。
- (2) 成果品の品質については、本仕様書及び各媒体仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (3) 受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が妙高市の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。
- (4) 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。
- (5) 受注者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上決定する。